

ワイヤレスイヤホン



音楽を聴きながらジョギングをするためにワイヤレスイヤホンを使用しています。

防水性能が高いものを選んだのでジョギング中は問題ないのですが、使用后、イヤホンを充電用のケースに収納する際、ケースとイヤホンの接続部分に水分が残っていることが原因で充電できなくなってしまうということがありました。金属部分が焦げたように黒く変色して電気を通さなくなり、充電が溜まっていかないのです。変色した部分を紙ヤスリで磨く方法で何度か復活させることができたのですが、それも限界のようで全く充電できなくなりました。

買い換えをすべく家電量販店にいったところ、非接触型の充電方法はないと言われ困っています。消耗品と割り切って安いものを使うしかないのかもしれませんが。

木槌 (きづち)

裁判所は、判決を言い渡す際や法廷内が騒がしいときに「静粛に！」と云って木槌を使う印象がありますが、日本では木槌は使われていません。

裁判官が静粛にしてほしいときは、「静かにしてください」、「静粛にお願いします」等と口頭で注意してきます。大抵は穏やかな口調ですが、尋問中に何度も携帯の着信音を鳴らした傍聴人に裁判官がブチギレしたのを見たことがあります。皆さんも傍聴する際は気をつけましょう。

代襲相続

代襲相続とは、被相続人よりも先に相続人が亡くなっている場合、その直系卑属（子、孫、曾孫…）が被相続人の相続人となることです。たとえば、父Aが亡くなる前に子Bが亡くなっていた場合、Bに子Cがいれば、Aが亡くなった際にCがBの法定相続分を相続します。

最近の相談で代襲する相続人を誤解されている方がいました。誤解しやすいのが被相続人の兄弟姉妹が相続人となる場合です。兄弟姉妹が相続人となる代表的なケースは、被相続人に子がおらず、両親も既に他界しているような場合です。そのようなケースで兄妹姉妹の一人が先に亡くなっていると、その方に子がいれば、その子が代襲相続することとなります。この場合、直系卑属ではなく、子までに留まるのが若干ややこしいです。兄弟姉妹と、その子が先に亡くなっても孫までは代襲しません。

あと、兄弟姉妹には遺留分が認められないことと代襲相続の件を混同して、兄弟姉妹の子は代襲しないと誤解しているケースもあるので注意が必要です。

取手駅前法律事務所

弁護士 大関 太郎

〒302-0004 取手市取手 2-10-15 ナガタニビル 5F

TEL 0297-85-3355 FAX 0297-85-3377

URL <http://mo-law.net/>

営業時間：9:00～18:00（平日）

土・日・祝日相談可能（要相談）

弁護士紹介

大関 太郎

平成 13 年 早稲田大学商学部 卒業

平成 18 年 司法研修所入所

平成 19 年 弁護士登録（登録番号：35538）

東京弁護士会 安藤総合法律事務所 入所

平成 23 年 茨城県弁護士会へ登録換え

眞鍋・大関法律事務所 開設

平成 28 年 取手駅前法律事務所 開設